

国際的に理解された、日本の被疑者取調べの実態 — 国連・拷問等禁止条約第1回日本政府報告審査会を傍聴して —

布川事件再審請求人・桜井昌司妻 桜井恵子

<拷問等禁止条約とは・・・>

正式には「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」といい、1984年12月に国連で採択・1987年6月発効。現在の批准・加入国は144カ国で、日本は1999年6月、先進国では最も遅い139番目の加入国となっています。そして、日本政府は加入1年以内すなわち2000年には提出義務のあった第1回報告を5年遅れの2005年12月にやっと提出しました。この審査が今年5月、国連欧州本部(ジュネーブ)の国連人権高等弁務官事務所で行われました。

<審査委員は・・・10カ国・10名>

キプロス・スペイン・ロシア・アメリカ・モロッコ
中国・チリ・ノルウェー・エクアドル・セネガル

<要請団は・・・11名・3団体ほか>

国際人権活動委員会(3) 布川事件守る会(4)
日本国民救援会中央本部(2)・大阪府本部(2)
他に日弁連、NGO団体

<主な日程>・・・2007/5/4(金)～5/12(土)

5月4日 成田からチューリッヒへの空の旅は12時間30分。空港に着いて時計を7時間戻してスイス時間に。夜8時を過ぎても明るいチューリッヒで白夜体験する。

5月5日 観光・・・アルプスの山と湖、中世の町ルツェルンと世界最古の登山鉄道に乗ってリギ山へ。雨、雨、雨・・・それでも美しい景観に感動!

5月6日 特急列車で3時間、ジュネーブへ移動。夜9時から日弁連の先生方と打合せ

5月7日 国連見学・・・前日までの雨に代わり、気持ちよく晴れわたった空に、ジュネーブも国連も私たちを歓迎してくれているようだった・・・



現地ガイドの宮村さんに園内を案内して頂き、国連内は公式ガイドのジュリアさん。どちらもフランス語を流暢に話され、圧倒されながらも「カッコイイ」と、ただ、ただ見とれていました・・・。



・日弁連と一緒に記者会見

・映画「それでも僕はやってない」上映



＝杉山さん、緊張して訴える＝ ☆映画会には約60名が参加。国連職員、審査委員も親に来てくれて、「信じられない!クレイジーだ」と言っていたとか。終了後もいつまでも疑問を投げかける観客がいた

5月8日 拷問禁止委員との公式ミーティング（NGOからの報告と訴え）



開始時間が遅れたこともあり、会場の雰囲気が異様にびりびりとしているように感じられた。直前に同時通訳が入らないと聞いて大慌て。日弁連、他のNGOが英語で発言。その後、時間制限のある中で私達は発言原稿を通訳の方に読上げていただく形で、最初に吉田さんが、日本国内における人権をめぐる状況を日本語で報告し、杉山さんと私を紹介してくれた。

正面に座った議長が何やら（スペイン語？フランス語？）発言。会議場がさらに緊張！でも、杉山さんも私も回りの人たちに促されて、代用監獄のこと、理不尽なえん罪に苦しみが40年も続いていること、再審という救済制度が正しくその機能を発揮されていないことなどを一生懸命訴えた。ミーティング終了後、「ここはNGOの発言を聞く場で、当事者の訴えを聞く場ではない」と議長が発言したこと、他の委員が「当事者の話を聞くことが出来て大変よかった」と言ってくれたこと、私たちの訴えの場を同行者がカメラやビデオで撮ろうとしたことを、「人権侵害にあたる」からやめるようにと言ったことなどを後で知った。緊張と安堵感、言葉が解らないことへの悔しさも入り混じった複雑な気持ちでこの日が終わった・・・。

5月9日 審査会傍聴（一日目）・・・日本政府団は団長をスイス大使の藤崎氏が務め、外務省の



木村人権人道課長など関係各省庁から17名が参加していた。日本政府報告は延々と170以上の条文を読上げることに終始。しかし、各審査委員は具体的かつ細部にわたる質問をし、政府側の答弁を求めた。私達のレポートもしっかりと読まれていたと思われるように「被収容者は弱い立場にあり、非人道的な扱いを受けてしまわないよう防止することが必要です。・・・尋問、取り調べのやり方は、真実を突き止めるためにあるべきですが、拘留は・・・その状況が余りに辛いので自白を何らかの形でせざるを得なくなってしまう。推定無罪が壊れています。布川事件もそうだと承知しています。偽りの自白を、圧迫感、心理的プレッシャーのために自白をしたということです」と、日本担当の委員が発言してくれたのだ。

他の委員からも、代用監獄制度、長期間の拘留を見直すように、取り調べはビデオや録音化を。映画「それでも・・・」で描かれているのは事実か？志布志事件の新聞報道を見たが事実かなどのほか従軍慰安婦問題、難民問題など、など、など・・・質問が相ついだ。

この日の最後に議長が、個人の資格で述べたいと前置きし、「なぜ日本のように高度に発達した国が2000年提出期限の報告が遅れたのか理由を教えて欲しい。報告内容は大変よいが、実際はどうか。美しい法律がたくさん出ているが、それが実際にどう実行されているかが重要」と言った。さらに「裁判は無罪推定の下になされなければならない。・・・自白というのは日本の司法の大きな重石となってしまう可能性があります。条約にもあるが、自白を受け入れるには、彼らの自由な自主性が必要だと思います。・・・」と。明日の政府側答弁が待ち遠しい、そんな気持ちでこの日の傍聴を終えた。

5月10日 審査会傍聴（二日目）・・・日本政府団答弁は前日の80項目に及ぶ質問に法務省、外務省など各省庁代表が答え、さらに審査委員の再質問、政府団再答弁と3時間にわたる質疑応答・審査がしっかりと行われた。

<☆質問→答弁・・・>

- ☆ 拷問の定義はあるか→国内法にない
- ☆ 公務員に対する人権教育は→各種研修で拷問禁止を含む人権について教育している。
- ☆ 拷問被害者に対する補償は→民法に基づく損害賠償、損害内容程度を考慮して事案毎に裁判所が判断する。
- ☆ 起訴前の被疑者が弁護士と接見できるか→立会人なしで接見できると規定されている。
- ☆ 被疑者を拘留する時に留置場に留置するのは→捜査を担当しない留置担当官が人権を配慮して行っている。不当に取調に利用されることはない。
- ☆ 自白のみで有罪判決が下された事案はあるか→憲法38条3項、刑事訴訟法319条2項にそって適正に判断されておりそのような事案はない。
- ☆ 取調の違反行為があった者の厳正な処分は→懲戒処分の指針がある。
- ☆ シークレットハンドブックについて→ベテラン捜査官が学校で講義を行う際のメモ。警察組織で作成した物ではない。→全国でこのように指導しているわけではない。
- ☆ 取調の録画、録音について→取調状況の録音録画は様々な問題があり、慎重に検討すべき。被疑者に供述をためらわせる。真相解明が困難になる。
- ☆ 志布志事件の12人無罪判決について→裁判所は捜査において、自白を得るため暴行脅迫があったとは認定していない。被告人の自白が任意であったと認めて自白調書を採用している。裁判所は、拷問、非人道的扱いをしたとは認定していない。強圧的取調、不適切な言動の存在が強く任意性に疑問が残るとされたことは真摯に受け止めている。
- ☆ 有罪率が高いのは起訴された以上裁判官が無罪判決を出しにくいのではないかと→有罪と疑うに足る証拠があり、基礎の必要があると判断した件だけを起訴。厳格なスクリーニングをしている。
- ☆ 推定無罪を軽視しているのではないかと→重視しているからこそ、逮捕、拘留の二段階に分けて司法的コントロールをしている。決して推定無罪を軽視していない etc・・・

私は審査委員が「布川事件」という固有名詞を使って実例として引用してくれたことや、「裁判は無罪を推定して行われるもの」との発言に胸がいっぱいになった。傍聴を続けながら、私たちの主張は「国際的に通用する常識」であって、人権理事国への任を負いながらそれらを認めようとしぬ日本がいかにかに人権後進国であるか新たな怒りを覚えた。そして、国連が人権の国際的保障をめざし、そのために力を注いでいる場を目の当たりにしながら、その権限がしっかりと日本政府に対し効力を発揮して欲しいと願わずにはいられなかった。

5月11日・・・またしても土砂降りの雨。「別れの雨だね」と冗談を言いながら、大きなスーツケースをゴロゴロと押しながら帰国の途に。



○皆さんからたくさんのご援助を頂いて実現した国連要請でした。本当にありがとうございます。約束の期日（1週間後）には、委員会から最終見解が日本政府に出されました。思った以上に具体的な指摘が出されています。まずは、東京高裁へこの報告を届けたいと思います。